独居認知症高齢者等に関する対応マニュアルの指針に関する研究 -分譲マンションにおける独居認知症高齢者等のための防災とコミュニティの形成-

研究協力者 角田光隆 神奈川大学法学部・教授

研究要旨

防災対策における要援護者名簿の作成・更新、一人暮らしの認知症高齢者等のための 災害時の集会室等の利用、自治体の要援護者名簿の作成を踏まえた一人暮らしの認知症 高齢者等の個別避難計画の協力関係、福祉避難所の認識、一人暮らしの認知症高齢者等 の対応方法の認識、一人暮らしの認知症高齢者等の支援策の実施状況に関する神奈川県 内の分譲マンションに対するアンケート調査・インタビュー調査から判断して、まだ一 人暮らしの認知症高齢者等の支援の対応が不十分であることが判明した。

次年度においては、この調査を踏まえて、全国的な視点から一人暮らしの認知症高齢者などの置かれた状態を考慮した指針・支援策を提案したいと考えている。

1. はじめに

前年度において、分譲マンションにおける独居認知症高齢者等のための防災とコミュニティの形成に関する管理組合の独居認知症高齢者等の対応マニュアルの作成のために、分譲マンションの場において、マンション管理計画認定基準の一般的な基準と自治体独自の基準、建物の区分所有等に関する法律の改正の内容、名簿の作成と更新・確認、災害への備えおよびリスク管理、コミュニティづくり、認知症高齢者とコミュニティづくり、認知症高齢者とコミュニティづくり、自治体等による避難行動要支援者に対する支援、災害時における認知症高齢者の配慮について文献等を参照して論じた。

今年度は、前年度の研究を踏まえて実態調査を行った。神奈川県の分譲マンションの管理組合の団体である「NPO 法人かながわマンションネットワーク」にアンケート調査の協力を依頼し、アンケート結果から判断して良好な取組を行っているマンションにインタビュー調査を行った。

「NPO 法人かながわマンションネットワーク」は、「NPO 法人かながわ県央マンシ

ョン管理組合ネットワーク」、「NP0 法人 湘南マンション管理組合ネットワーク」、 「NP0 法人かわさきマンション管理組合ネットワーク」、「NP0 法人横浜マンション 管理組合ネットワーク」、「NP0 法人よこ すかマンション管理組合ネットワーク」か ら成っている。令和5年9月30日現在で 252組合が会員であり、49,778戸の住戸が 所属している。

アンケート調査は「NPO 法人かながわマンションネットワーク」を通して神奈川県全域の管理組合・自治会に対して実施され、約2割の回答を得た。この回答の中から8個の管理組合・自治会に対してインタビュー調査を行った。

アンケート調査は質問を限定し概括的な 事項に回答するものであり、全体の傾向を 知ることができる。しかし、これだけでは 具体的な取組が分からないので、インタビ ュー調査でアンケート調査の事項について 取組資料を閲覧しまたは提供してもらい詳 しい内容を確認した。その他の関連事項も 聞いた。

これらの内容について以下において論ず

ることにする。その上で、課題を指摘し若 干の分析をすることにする。

2. アンケート調査

アンケート調査の事項は、マンションの 属性、被災の経験、防災対策、地域との連 携、高齢者(認知症の人を含む)・障がい 者等の支援に関するものである。

一人暮らしの認知症高齢者を中心に据えているが、マンションの日常生活では一人暮らしの認知症高齢者とその他の高齢者・障がい者と必ずしもはっきりと分けて対応しているわけではないので、高齢者(認知症の人を含む)・障がい者等の支援という質問事項とした。

高齢者(認知症の人を含む)・障がい者等の支援の状況を知るために、この前提として防災対策、地域との連携についてもアンケートをしておいた。

2.1 高齢者(認知症の人を含む)・障が い者等の支援に関する質問事項

高齢者(認知症の人を含む)・障がい者等の支援に関する質問事項の中で、「要援護者名簿を作成し、更新していますか」という質問事項に対して、約65%が「いいえ」であり、約35%が「はい」である。この数字から要援護者名簿を作成し、更新していない場合が多いことが分かる。

管理組合・自治会には要援護者名簿を作成し更新することを求めたい。

また、「高齢者(認知症の人を含む)・ 障がい者等のために災害時に集会室等を利 用できますか」という質問事項に対して、 約47%が「いいえ」であり、約53%が

「はい」である。この結果から災害時の集 会室等の利用がまだ進んでいないことが分 かる。

また、「自治体の要援護者名簿の作成を 踏まえた高齢者(認知症の人を含む)・障 がい者等の個別避難計画に協力しています か」という質問事項に対して、約77%が 「いいえ」であり、約23%が「はい」である。この数字から個別避難計画に協力していない場合が多いことが分かる。

ただし、自治体がそもそも個別避難計画を実施していない場合であれば、協力ができない場合があるし、自治体が個別避難計画を実施しているが、個別避難計画の対象となっていない場合がある。前者の場合は、自治体に個別避難計画を策定することを求めたい。さらに、自治体が個別避難計画を実施しており、個別避難計画の対象となっているが協力していない場合がある。この場合は、管理組合・自治会に個別避難計画の策定の協力を求めたい。

「福祉避難所を知っていますか」という 質問事項に対して、約80%が「はい」で あり、約20%が「いいえ」である。この 数字から福祉避難所を知っている場合が多 いことが分かる。

「高齢者(認知症の人を含む)・障がい者等の対応方法を知っていますか」という質問事項に対して、約76%が「いいえ」であり、約25%が「はい」である。この数字から高齢者(認知症の人を含む)・障がい者等の対応方法を知らない場合が多いことが分かる。

この場合を前述した質問事項と関連付けて分析する。要援護者名簿を作成し更新していなければ、高齢者(認知症の人を含む)・障がい者等の対応方法を知らないことになろう。

しかし、その逆に、要援護者名簿を作成 し更新していれば、高齢者(認知症の人を 含む)・障がい者等の対応方法を知ってい る場合がある。

ところが、要援護者名簿を作成し更新していても、高齢者(認知症の人を含む)・ 障がい者等の対応方法を知らない場合がある。この場合が意外と存在し、放置されているのが現状である。

管理組合・自治会には要援護者名簿を作成・更新すること、その後に高齢者(認知

症の人を含む)・障がい者等の対応方法を 学び、適切な行動を取ることを求めたい。

「高齢者(認知症の人を含む)・障がい者等の支援策を講じましたか」という質問事項に対して、約88%が「いいえ」であり、約12%が「はい」である。この数字から高齢者(認知症の人を含む)・障がい者等の支援策を講じていない場合が多いことが分かる。

この場合は、「高齢者(認知症の人を含む)・障がい者等の対応方法を知っていますか」という質問事項と同様の分析をすることができる。

また、高齢者(認知症の人を含む)・障がい者等の具体的な支援策を問うた質問事項に対して、具体例があまり指摘されていなかった。

2.2 防災対策に関する質問事項及び地域 との連携に関する質問事項

高齢者(認知症の人を含む)・障がい者 等の支援に関する質問事項に関連して、防 災対策に関する質問事項の回答及び地域と の連携に関する質問事項の回答の全体の傾 向を指摘しておく。

「防災対策をしていますか」という質問事項に対して、約77%が「はい」であり、約23%が「いいえ」である。この数字から防災対策をしていることが分かる。

しかし、「防災マニュアルを作成していますか」という質問事項に対して、約61%が「はい」であり、約40%が「いいえ」である。この数字から防災対策はするが、防災マニュアルまでは作成しない場合があることが分かる。防災対策をするうえうで、防災マニュアルを作成することが重要であるので、その作成を求めたい。

「災害時に備えて通常時に居住者間の意思疎通の取組をしていますか」という質問事項に対して、約47%が「はい」であり、約53%が「いいえ」である。この数字から、災害時の助け合いにとって通常時

に居住者間の意思疎通の取組が重要である にもかかわらず、この取組が進んでいない ことが分かる。この取組は、特に高齢者 (認知症の人を含む)・障がい者等にとっ て意義があるので、この取組を行うことを 求めたい。

他方で、「自治体との災害時の連絡体制などはありますか」という質問事項に対して、64%が「はい」であり、36%が「いいえ」である。

「自治体の地域防災(避難所開設・運営等)に参加していますか」という質問事項に対して、約55%が「はい」であり、約45%が「いいえ」である。

「マンション以外の自治会・町内会の防 災活動に参加したことがありますか」とい う質問事項に対して、約60%が「はい」 であり、約40%が「いいえ」である。

これらの数字から6割ほどが地域と何らかの連携をしていることが分かる。

2.3 インタビュー調査

アンケート調査の回答の中から8個の管理組合・自治会に対してインタビュー調査を行った。この結果をそれぞれの管理組合・自治会ごとに解説する。

2.3.1 すすき野団地

すすき野団地は、神奈川県横浜市青葉区 の住宅地の中にある団地である。

すすき野団地は、防災対策の一環として、2019年6月に「すすき野団地 災害時行動計画」を策定し、「すすき野団地 防災マニュアル」も作成した。2021年から「団地再生まちづくりプラン」の策定に向けて未来会議を開催し、災害に強い団地をミッションの一つとしている。

「すすき野団地 災害時行動計画」において、避難行動要支援者(高齢者・要配慮者)への対応に関する説明があり、救護班の役割の中に避難行動要支援者誘導・搬送・救護が書かれている。「すすき野団地

防災マニュアル」においては、近隣住民の 安否確認と助け合いが書かれている。

防災対策の主体は管理組合と自治会からなる自主防災協議会である。2024年6月から防火・防災委員会に改組される。

定期的な防災訓練について、年1回防災 訓練を行い安否確認訓練も行っている。これは、アナウンスがあったら棟北側の窓に 黄色いタオルを出し、棟委員が階段下にある安否確認表に記載して災害対策本部(集 会所)に提出するものである。

災害時の家庭の備えについて、広報誌で 注意喚起している。

災害時の避難場所・ハザードマップを集 会所前に貼り付け、土砂災害の危険区域も 周知している。

災害時の対宅避難を推奨し、三日分の食料・水の確保を促している。

災害時に使用する道具や備品を七か所の 防災倉庫に入れて備えている。太陽光発電 の計画をしている。

災害時の居住者の安否確認の体制は出来 ている。防災訓練で安否確認訓練を行って いる。

耐震診断は予備診断を平成11年に行ったが本診断は実施していない。耐震改修は していない。

災害時に備えて通常時の居住者間の意思 疎通の取組は特にしておらず、月1回の一 斉清掃がそれに当たるのではないかとす る。ただし、すすき野団地における「個・ 弧の時代の人生ケアシステム」に関する実 証実験が行われていた。

防災意識の向上を広報誌によって実施している。

地域との連携について、自治体との災害 時の連絡体制について、震度5以上の場合 に自治会の役員が防災拠点を開設すること になっており、防災拠点を通して自治体と 連絡を行う。

自治体の地域防災の活動には、年1回の 防災拠点の訓練(防災フェア)に参加して いる。

自治会が自治体から防災の補助金を受けている。

マンション以外の連合自治会の防災活動に参加している。

被災者の受け入れ先として自治体やマンション以外の自治会・町内会等から求められていないとする。

高齢者(認知症の人を含む)・障がい者等の支援について、要援護者名簿の作成・ 更新に関連して、青葉区の支えあいカードを採り上げ、民生委員が訪問して随時更新 しているとする。

災害時に集会室は災害対策本部になるために高齢者(認知症の人を含む)・障がい者等のために利用できず、医療拠点の小学校に行ってもらうとする。

支えあいカードはあるが、支援や避難の 手伝いをまだ具体化をしていないとする。

地域ケアプラザが福祉避難所であると認識しているとする。

高齢者(認知症の人を含む)・障がい者 等の対応方法について、居住者の中に看護 職・福祉職の人がおり、この人からその対 応方法の情報を得ている。しかし、看護 職・福祉職などの人をリスト化し、共同の 話合いの場を設けてはいないとする。

高齢者(認知症の人を含む)・障がい者 等の居住者の独自の情報網がなく、個人情報の保護との関係で民生委員との情報共有が出来ていない。月1回の一斉清掃以外にコミュニティ活動がなく、情報を得ることに限界があるとする。

2.3.2 県ドリームハイツ

県ドリームハイツは、神奈川県横浜市戸 塚区の高台にある団地である。

防災対策について、管理組合・自治会・ 自主防災隊が防災対策の実施主体となっ て、県ハイツ災害対策連絡会議を開催し防 災対策を行っている。この会議は2ヶ月に 1回の間隔で開催されるが、自主防災隊は 月1回の間隔で開催されている。これらの 組織が災害対策本部を構成している。

新型コロナウイルス感染症及び地域高齢 化に沿った防災マニュアルを作成してい る。この中で、高齢者は「いっとき避難 所」に行けない人について自宅での安否確 認の対象となっている。要援護者及び支援 者は事前登録し、災害対策本部へ連絡する ことになっている。

防災訓練は年2回の春と秋に定期的に実施している。防災訓練では、安否確認、消防署が参加した消火訓練、ライフライン欠如訓練などを行っている。

災害時の家庭の備え(1週間分)についての注意喚起を防災通信と防災訓練で実施している。

災害時の避難場所・ハザードマップを周知している。ハザードマップは、各棟や各棟以外の広場の掲示板に掲載している。地域防災拠点は横浜深谷台小学校であり、広域避難所は俣野公園である。災害時の在宅避難を推奨している。

災害時に使用する道具や備品等は防災倉 庫に入れて準備している。

災害時の居住者の安否確認は、前述したように防災訓練のメニューになっている。

耐震診断で強度が弱いことが分かったので、耐震改修の予定である。

班ごとに月1回の掃除を行っている。これは災害時に備えた通常時の居住者間の意 思疎通になるとする。防災訓練もそうであ るとする。

防災意識の向上については、防災訓練や 防災通信を通して実施している。

地域との連携について、自治体との災害 時の連絡体制を、自治会は横浜市(戸塚区 役所)、消防署、警察署と有する。自主防 災隊は消防署と有する。

地域防災拠点・避難所の横浜深谷台小学 校の運営に自治会長や自主防災隊長がかか わることによって、自治体の防災活動に参 加している。 マンション以外の自治会・町内会の防災 活動には参加したことがなく、被災者の受 け入れ先として自治体やマンション以外の 自治会・町内会等からも求められていな い。

高齢者(認知症の人を含む)・障がい者等の支援について、要援護者名簿の作成と更新に関連して、安否確認シートにより要援護者のチェックを行っており、自治会は安否確認シートの全棟分を集計して災害要援護名簿を作成しているとする。これは、要援護者の所在の確認だけに利用されている

災害時要援護者(要配慮者)への取り組 みマニュアルがあるが、現在活用されてい ないとする。この中の本人情報シートを全 自治会員に配布したが、医療情報の部分が 中心であり本人が保管するものであるとす る。本情報シートの中の家族知人連絡先の 部分は、緊急連絡先メモとして孤独死防止 対策等に役立っているとする。

高齢者(認知症の人を含む)・障がい者 等のために災害時の集会室等の利用に関連 して、火災の時に集会所の利用ができると する。

自治会が自治体から要援護者名簿をもらっているが、要援護者名簿の作成を踏まえた高齢者(認知症の人を含む)・障がい者等の個別避難計画への協力依頼はない。

福祉避難所は知っているが、入居者が多く実際上利用できないのが現状であるとする。

高齢者(認知症の人を含む)・障がい者等の対応方法を知っている。民生委員からケアプラザに連絡することがある。「ボランティアバンク・えん」から支援を受けている人もいる。

高齢者(認知症の人を含む)・障がい者等の支援策を講じていない。安否確認シートで要援護者の所在は分かっているが、それ以上のことはしていないとする。

2.3.3 京急シティ追浜 L-ウィング

京急シティ追浜 L-ウィングは、神奈川 県横須賀市夏島町の海・河川の近くにある マンションである。

防災対策について、管理組合と自治会を中心にL-ウィング自主防災会を組織し、 防災対策の実施主体となっている。

災害時活動の手引きと東京防災読本を各戸に配布している。前者は震度5強以上の首都直下型地震が起きた場合の自助・共助の手引きであるとする。災害対策本部開設手順も作成している。

災害対策本部開設手順の中に情報班の役割として、各世帯の安否確認、要救援者情報、医療機関の把握がある。救出救護班の役割として、傷病者の応急手当を行い、自立可能であれば医療機関の紹介、自立不可であれば消防に連絡し、マンション外への搬送も対応するとする。その他に、消火班、避難誘導班、給食給水班、警備班の4班が役割分担をしているとする。

定期的な防災訓練を年1回実施している。震度5強以上を想定して安否確認シートを使って救護救助が必要か無事かを確認する。エレベータの救出訓練や中学校の避難所開設訓練も実施している。

災害時の家庭の備えについて注意喚起しており、食料・水は5.6日分の備えが必要であることを伝えている。2024年3月に非常用簡易トイレについて全戸に周知し、4月と5月に斡旋募集を行うこととした。

中学校が広域避難所となっていることを 周知している。ここは火災の時に役立つと する。自治体が作成したハザードマップ (津波マップ)を全戸に配布している。

津波・地震対策として災害時の在宅避難 を推奨している。

防災倉庫に災害時に使用する道具や備品などを備えている。AEDは2か所に備えており公表している。

災害時の居住者の安否確認は、居住者台 帳を参考にした安否確認シートによって実 施している。

2006年に完成した建物のために耐震診断・耐震改修は行っていない。

災害時に備えて通常時に居住者間の意思 疎通について、65歳以上の人を対象に民 生委員と自治会が月1回の「いきいきサロ ン」を開催している。夏祭りや新年会も実 施している。

災害時活動の手引きや防災訓練によって 防災意識の向上に努めている。

地域との連携について、自治体との災害 時の連絡体制は、津波・消防訓練において 確認している。

前述したように自治体の地域防災(避難 所開設・運営等)に参加している。

防災の備品について自治体から防災の補助金を受けている。

マンション以外の自治会・町内会の防災 活動について、避難所開設を共同で行って いる意味で参加している。

被災者の受け入れ先として自治体やマンション以外の自治会・町内会等からも求められていない。しかし、津波の時に一時の 避難所として提供できる。

高齢者(認知症の人を含む)・障がい者 等の支援について、要援護者名簿の作成と 更新に関連して、居住者台帳の一部が要援 護者名簿になっており、2年に1回更新を しているとする。記載内容に変更があれば その都度提出をしてもらっているとする。 居住者台帳を70歳以上のホルダー、要援 護者のホルダー、階層ごとのホルダーに分 けているとする。

高齢者(認知症の人を含む)・障がい者 等のために災害時に集会室や和室が利用で きるとする。

自治体の要援護者名簿の作成を踏まえた 高齢者(認知症の人を含む)・障がい者等 の個別避難計画への協力依頼はない。

福祉避難所が中学校の広域避難所に併設されることを承知しているとする。

高齢者(認知症の人を含む)・障がい者

等の対応方法について、マンションにいる 民生委員や看護師が知っているとする。

高齢者(認知症の人を含む)・障がい者 等の支援策を講じていない。今後の課題と する。

2.3.4 海老名みずほハイツ住宅

海老名みずほハイツ住宅は、神奈川県海 老名市にある住宅地と田畑の間にあるマン ションである。

防災対策について、自治会が主体となり 管理組合と共同で防災対策を実施する自主 防災組織を作っている。

令和3年に海老名みずほハイツ自治会が 作成した「海老名市 地区防災計画 海老 名みずほハイツ」は、計画の推進体制にお いて、要配慮者に対する効果的な避難支援 活動を行うために自主防災組織と民生委員 等との連携を指摘する。したがって、自主 防災組織の役割は、地区の民生委員や消防 団などと連携し、避難行動要支援者を把握 し避難支援体制の確立をすることを指摘す る。その際に、地区のイベント、防災訓 練、日常生活の場面を通じて「顔の見える 関係」を作ることに努めるとする。避難の 場合には、情報班が避難行動要支援者の状 況把握を行い、救出救護班と民生委員が安 否確認をできていない避難行動要支援者の 避難支援を行うとする。避難誘導班は在宅 避難を断念した場合の避難行動要支援者の 優先避難を支援するとする。情報班等の役 割が「みずほハイツ自主防災マニュアル」 にも記載されている。

定期的な防災訓練を年1回実施している。昨年は避難所開設、防災本部の立上 げ、防災訓練の合計3回実施した。防災訓練の参加者は少なく安否確認のフラッグを 出した人は25%である。

災害時の家庭の備えについて、団地生活のしおりの中で防災の備えを周知し、みずはサポートクラブの「すまいる」会報や自治会の「歩み」でも防災の備えを周知して

いる

災害時の避難場所やハザードマップを周知している。避難場所は、一時避難所の大谷第一児童公園、避難所の勝瀬文化センターである。

災害時の在宅避難を推奨している。ドア の改修でドアが開かなくなることはなくな った。

災害時に使用する道具や備品などは、各 戸や防災倉庫で備蓄されている。

災害時の居住者の安否確認は、安否確認 用のフラッグを出すことによって行ってい る。2024年3月10日に特別に安否確認訓 練を行った。黄色フラッグを出すと「無事 です」という合図である。

耐震診断を1号棟と5号棟のみ実施した。その他の棟は実施していない。

災害時に備えて通常時の意思疎通に関連して、みずほサポートクラブが高齢者の助け合いを行っている。「喫茶すまいる」、 健康教室、病院への送迎介助などを行っている。災害時の安否確認をする計画がある。

防災意識の向上にも努めている。

地域との連携について、自主防災組織の 隊長に自治体から連絡が来るなどの自治体 との災害時の連絡体制がある。

定期的な防災訓練で述べたように、自治 体の地域防災の活動(避難所開設・運営 等)に参加している。

自治体から備品購入のために防災の補助 金を受領している。

他の自治会と連携しているという意味でマンション以外の自治会・町内会の防災活動に参加している。

被災者の受け入れ先として自治体やマンション以外の自治会・町内会等からも求められているかに関連して、自治体と集会所を避難所とする協定を締結している。被災者を実際に受け入れるのは難しいが、近くの戸建てに居住している人を受け入れても良いとする。

高齢者(認知症の人を含む)・障がい者 等の支援について、要援護者名簿を作成し 更新しているのかに関連して、自治会は避 難行動要支援者名簿を自治体から受領して いる。この名簿の情報と今まで自治会が得 た情報を合わせて海老名みずほハイツ自治 会避難支援対象者を決めている。高齢者・ 障がい者の部屋番号を黒字にして、自治会 の役員はこれを安否確認に役立てる。居住 者名簿はあるが同居の者の情報が最新化さ れていない。要配慮個人情報のとり方や第 三者への公表のあり方が課題となってい る。

高齢者(認知症の人を含む)・障がい者 等のために災害時の集会室等を利用でき る。

自治体の要援護者名簿の作成を踏まえた 高齢者(認知症の人を含む)・障がい者等 の個別避難計画への協力依頼はない。避難 行動要支援者名簿を具体的にどのように生 かすのかは決まっていない。

わかば会館という名の福祉避難所がある ことは知っている。これは200メートル先 にある。

高齢者(認知症の人を含む)・障がい者 等の対応方法について、一般的に認知症の 対応方法を知っているが、障がいごとの接 し方は知らない。

高齢者(認知症の人を含む)・障がい者 等の支援策について、手すりを平成25年 に設置した。みずほサポートクラブが病院 への送迎・介助、駅・スーパーへの送迎・ 介助、洋服の直し・縫製、散歩・買物の同 行などを行っている。高齢者の一人暮らし の人が多いので、みずほサポートクラブが 会員に対して声掛けをしようと考えてい る。

2.3.5 メイフェアパークス溝の口

メイフェアパークス溝の口は、神奈川県 川崎市高津区の住宅地にあるマンションである。

防災対策について、管理組合と自治会が 防災主体となる防災協議会が行っている。

防災協議会会則によれば、情報連絡班が 安否確認を行い、救出救護班が負傷者・要 援護者等の救出・応急手当を行い、避難誘 導班が災害時要援護者対応を行うことにな っている。

メイフェアパークス溝の口防災マニュア ルを作成し、全戸に配布している。

防災マニュアルによれば、自助の家族防 災会議の中で幼児や老人の避難を誰が見守 るのかについての指摘がある。

共助の自主防災組織の活動の中で情報連絡班による安否確認、救出・救護班等による災害時要援護者の誘導と救助に関する指摘がある。

公助の中で川崎市の災害時要援護者避難 支援制度を紹介し登録を促している。

定期的な防災訓練を年2回、5月と11 月に実施している。防災訓練の内容は防災 協議会でその都度決めている。防災訓練に は、高津消防署(消火訓練)と赤十字奉仕 団(AED操作訓練、三角巾使用訓練)も参 加している。

災害時の家庭の備えについて、防災協議 会の発行する「防災かわら版」と自治会の メイフェアクラブ通信で注意喚起を行って いる。

災害時の避難場所である久本小学校等や 一時避難所である久本鴨居町公園(提供公園・敷地外)を周知している。ハザードマップを全戸に配布している。

災害時の在宅避難を推奨している。上階に居住し地震による大きな揺れに不安のある人は1階にある共用施設等で寝泊まりができるとする。

災害時に使用する道具や備品などを準備 している。ソーラーシステムの充電器、高 齢者・身体障がい者のための非常用階段避 難車も備えている。

災害時の居住者の安否確認について、年 2回行う防災訓練において安否確認を実施 している。各棟ブロックの委員が一人で 10 戸~20 戸を担当する。各戸のドアの外 側にはった安否確認カードを確認してブロック別安否情報シートに記入し、「救助求 む」表示住戸へ声掛けを行う。安否確認カードを出していない住戸にはブロック委員 やその他の居住者が協力する。各棟エントランスで待つ棟隊長にブロック別安否情報 シートを渡して安否確認の結果を伝える方法を採用している。

新耐震基準以降の建物であるので耐震診 断をしていない。

災害時に備えて通常時の意思疎通に関連して、自治会のメイフェアクラブがサマーフェスティバル、クリスマス、ハローウィンなどの季節ごとのイベントを行って親睦を図っている。

防災意識の向上を防災協議会の発行する 「防災かわら版」と自治会のメイフェアク ラブ通信を活用して実施している。

地域との連携について、自治体との災害 時の連絡体制がある。高津・マンションネットワーク協議会が設立される。

自治体の地域防災の活動(避難所開設・ 運営等)の参加について、年1回10月に 実施される高津区の防災訓練や避難所運営 会議・開設訓練に参加している。

自治体からの防災の補助金について、防 災訓練や備品の補助金を受けている。

マンション以外の自治会・町内会の防災活動の参加について、ザ・タワー&パーク 田園都市溝の口や日商岩井溝のロマンションの防災活動に参加したことがある。

被災者の受け入れ先として自治体やマンション以外の自治会・町内会等からは求められていない。

高齢者(認知症の人を含む)・障がい者 等の支援について、非常災害時における要 援護者届を提出してもらい、これを元に要 援護者名簿を作成し、更新している。これ には、氏名、性別、年齢のほかに、高齢、 病弱、障害、幼児・年少、その他の援護を 要する理由、川崎市要援護者の登録の有無、安否の確認、緊急連絡先への連絡、水・食料等の運搬、必要な医療・看護・介助、その他の希望する援護、援護時の留意事項を記載してもらう内容となっている。これらの事項のデータが整理されている。全体の居住者のうち災害時要援護者届を提出している居住者の割合は12.6%である。

高齢者(認知症の人を含む)・障がい者 等のために災害時の集会室等を利用でき る。C棟の元託児施設が利用できるように する予定である。

自治体の要援護者名簿の作成を踏まえた 高齢者(認知症の人を含む)・障がい者等 の個別避難計画への協力依頼はない。

福祉避難所について、高齢者(認知症の人を含む)・障がい者等に情報提供を実施したことがない。また、高齢者等の在宅避難者が福祉避難所を利用する際の手続きを知らないとする。また、高齢者(認知症の人を含む)・障がい者等の対応方法を知らないとする。

高齢者(認知症の人を含む)・障がい者等の支援策について、エレベータ故障時の障がい者等の階段移動用の補助用具を常備したとする。

2.3.6 よこすか海辺ニュータウンソフィ アステイシア

よこすか海辺ニュータウンソフィアステイシアは、神奈川県横須賀市平成町にある 海の近くにあるマンションである。

防災対策について、管理組合と自治会が 防災主体となるソフィアステイシア自主防 災会が行っている。

平成27年にソフィアステイシア自主防 災会が作成した「よこすか海辺ニュータウンソフィアステイシア地区防災計画」は、 横須賀市の災害時要援護者対策と災害時要 援護者の避難対策を指摘している。その上で、災害対策本部の設置後の避難誘導班の 役割として班内の負傷者及び災害時要援護 者の避難援助を指摘している。

平成27年に作成した「わが家の防災対 策ハンドブック」は、災害対策本部が避難 指示を発出した場合に関連して、災害時要 援護者に登録された人と重度の要援護者に 登録された人の救助班員による避難支援に 言及する。このハンドブックの災害対応マ ニュアルに関連して、大地震発生から1時 間以内の対応の中の津波警報等がない場合 において、居住者が隣近所に声を掛け合っ て要援護者を引率して一緒に避難するこ と、避難誘導班が班内の健常者を指揮し て、要援護者の避難支援を行うこと、津波 警報等が発表された場合において1階から 5階の居住者が要援護者の避難支援に協力 すること、6階以上の居住者が1階から5 階の要援護者の避難支援を行うこと、各棟 の臨時指導部及び避難誘導班が要援護者の 避難支援を行うことを指摘する。

また、大地震発生後の1時間後~15時間後の対応の中の津波被害が無い場合において、健常な居住者が要援護者の救護を行うこと、対策本部が要援護者の対応を協議すること、津波被害を受けた場合において1階から5階の要援護者が班長を通じて対策本部と相談すること、6階以上の要援護者が班長を通じて対策本部と相談すること、健常な居住者が要援護者の救護を行うこと、対策本部が要援護者の対応を協議することを指摘する。

また、大地震発生から2日目の対応の中の津波被害が無い場合において、避難誘導班が班内住戸の要援護者の状況を本部へ報告すること、津波被害を受けた場合において、避難誘導班が班内住戸の要援護者の状況を本部へ報告することを指摘する。

また、大地震発生から3日目以降7日目 まで対応の中の津波被害が無い場合におい て、居住者が要援護者のいる世帯のために 物資運搬や買物代行などの生活支援を行う こと、対策本部がジュニアレスキュー隊を 指揮し要援護者のいる世帯のために物資運搬や買物代行などの生活支援を行うこと、要援護者の心身のケアを行うこと、津波被害を受けた場合において、居住者が要援護者のいる世帯のために物資運搬や買物代行などの生活支援を行うこと、対策本部がジュニアレスキュー隊を指揮し要援護者のいる世帯のために物資運搬や買物代行などの生活支援を行うこと、要援護者の心身のケアを行うことを指摘する。

「住民共助の防災読本 ソフィアステイシア危機管理マニュアル (2011 年改訂版)」は、棟別ブロックの避難誘導リーダーには災害時要援護者情報が開示されること、災害時要援護者の救助または避難支援を行うこと、ブロック内の居住者の交流を図り災害発生時に円滑な住民共助できるように年 1 回以上住民交流会を開催すること、非常時における災害時要援護者と重度の要援護者に登録された人が行う救助の準備を指摘している。

防災訓練を年1回実施している。令和5 年度総合防災訓練実施案内及び実施要領に よれば、防災訓練において、安否確認訓 練、災害時要援護者の避難支援訓練が行わ れている。時系列に、たとえば、1階~5 階の居住者が隣近所に声を掛け、班内の災 害時要援護者を引率して一緒に避難するこ と、6階以上の居住者も隣近所に声を掛 け、班内の災害時要援護者を引率して一緒 に避難すること、班長の指示を受けて1 階~5階の災害時要援護者の避難支援を 行なうこと、副班長または避難支援者が 災害時要援護者を補助して一緒に避難す ること、居住者が班別避難場所に集合した ら、班長は災害時要援護者の避難状況な ど、班内の指揮をとること、本部長が防災 用無線機で班長に対し要配慮者の避難支援 などの確認を指示することを挙げている。

令和5年総合防災訓練出席・欠席回答書 には、災害時要援護者に該当する人の氏 名・年齢、一人暮らしの高齢者・高齢者だけの世帯、身体に障がい等を有する人の内で一斉避難訓練への参加に不安がある人の申告欄がある。

なお、緊急時の人命救助のために住戸の 立入権を管理規約で定めている。マスター キー制度があると望ましい。

災害時の家庭の備えについて、防災ハン ドブック、年2回の防災講習会及び住民交 流会、掲示板によって注意喚起している。

災害時の避難所は行政的には山崎小学校である。マンション内では、火災の場合は地上避難で南側の公園に集合するが、地震と津波の場合は6階以上の班別指定避難集合場所に集合する。津波のハザードマップは掲示したり、防災講習会の時に説明を行っている。

災害時の在宅避難を推奨している。

災害時に使用する道具や備品は四つの防 災倉庫で準備している。

災害時の居住者の安否確認体制ができている。安否確認について、「わが家の防災対策ハンドブック」に中の災害対応マニュアルにおいて時系列で居住者、避難誘導班、対策本部ごとに記載されている。このことは令和5年度総合防災訓練実施案内及び実施要領においても記載されている。

耐震診断・耐震改修はしていない。構造 計算上問題がない。

災害時に備えて通常時の居住者間の意思 疎通について、住民交流会、挨拶運動、夏 祭り、桜祭りなどを行っている。長寿会と いう組織があり、原則として65歳以上の 人が会員であるが賛助会員として65歳未 満の人も参加している。この組織は会員が 日常的な見守りや買物支援などを行い、見 守りの対象者も会員になっている。買物で 重い物は自治会の役員も手伝っている。

防災意識の向上について、防災訓練、防 災講習会などによって働きかけている。

地域との連携について、自治体との災害時の連絡体制がある。

自治体の地域防災の活動(避難所開設・ 運営等)に参加している。山崎小学校に避 難所が設置される。全体訓練が年1回実施 される。

自治体からの補助金を受けたことがあ る。

マンション以外の自治会・町内会の防災活動に参加している。七つのマンションで連合自治会を構成している。近隣の6町内会とともに避難所運営委員会を設置し、委員会が年5回実施されている。地域の大規模商業施設群(大型スーパー、県立大学など)との間で地域運営協議会を設置し、定期的に防災に関する打合せなどを行っている。

被災者の受け入れ先として津波避難ビル 協定書を自治体に提出したが停止していて 取組みが進んでいない。

高齢者(認知症の人を含む)・障がい者 等の支援について、要援護者名簿を兼ねて いる居住者台帳(回収率 96%)を作成し 更新をしている。

居住者台帳には、氏名、性別、生年月日、血液型のほかに、自力避難の支障のある事項、常用薬、禁忌薬、かかりつけ病院名、病院等の電話番号、病院などの所在地、担当医師、診療科目・既往症、帰宅困難者の有無、緊急連絡先に関する記載欄がある。この台帳に中にお困りごと情報の例示として災害発生時の避難援助も入っている。

高齢者(認知症の人を含む)・障がい者 等のために災害時の集会室等を利用でき る。集会室のほかにゲストルーム、会議 室、13階パーティールームもある。

自治体の要援護者名簿の作成を踏まえた 高齢者(認知症の人を含む)・障がい者等 の個別避難計画への協力依頼はない。しか し、視覚障がい者や身体障がい者などの人 を念頭に自発的に計画して訓練をしてい る

福祉避難所を知っている。山崎小学校が

一時福祉避難所となる。

高齢者(認知症の人を含む)・障がい者等の対応方法を知っている。横須賀共済病院を退職した看護師、救急救命士、防災士がいるので、その対応方法の知識を持っている。自治会が防災士の資格取得の費用を支出している。

高齢者(認知症の人を含む)・障がい者 等の支援策をしている。避難の担架を貸し たり、おんぶ紐を貸している。自治会役員 のほかに近隣住民と日頃からコミュニケー ションをとっており、要援護者名簿に基づ いて支援をしている。

2.3.7 レイディアントシティ本郷台

レイディアントシティ本郷台は、神奈川 県横浜市栄区にある駅・繁華街にあるマン ションである。レイディアントシティ本郷 台は、2022 年9月によこはま防災力向上マ ンション認定(ハード、ソフト)、2023 年 12月によこはま防災力向上マンション認定 (ソフト+)、2023 年2月に横浜市マンション管理計画認定(市内5番目、全国25 番目)を受けている横浜市では数少ないマンションである。

防災対策について、管理組合が防災対策 の実施主体となって行っている。

危機管理教育研究所のファースト・ミッション・ボックス® (FMB)を取り入れて被災直後の初動対応を行っている。また、マンション地震対応支援協会の地震対応箱 (MEAS)を購入し導入を検討している。さらに2022年12月に横浜市マンション初となる「公的避難所の協定締結」を横浜市と締結し、地域防災への協力を行っている。

レイディアントシティ本郷台防災マニュアル (震災編) は、要援護者について、火災が発生した場合における火災の延焼阻止を試みる際に要援護者の避難を確認すること、災害発生後の復旧作業の場合における高齢者・障がい者などの災害時要配慮者に

配慮することを指摘している。

自衛防衛隊の編成と任務において、安否 確認班が災害時の任務として要援護者リストを確認し、要援護者宅の訪問を行い、警 戒宣言発令時の任務として災害時要援護者 を中心とした居住者の状況調査を行うとす る

定期的な防災訓練を年1回実施している。VRの防災訓練を含めると年2回になる。自衛防衛隊の2022年秋期防災訓練行動マニュアル(案)は、自衛消防隊による避難の要援護者宅への訪問の指示、物資・生活班による要援護者宅への訪問と避難誘導対応、消火・救護班による要援護者宅への訪問と避難誘導対応、安全確認班による要援護者宅の訪問と避難誘導対応、安全確認班による要援護者宅の訪問を指摘している。発災後に行うべき初動行動を示したファースト・ミッション・ボックスを利用する。

災害時の家庭の備えについて、ちらしを 配布したり、エレベータに掲示して注意喚 起している。

災害時の避難場所・ハザードマップについて、栄区の避難場所である本郷台小学校を周知し、ハザードマップを配布している。

災害時の在宅避難を自助努力として推奨している。

災害時に使用する道具や備品などを準備 している。

災害時の居住者の安否確認は、ファースト・ミッション・ボックスを利用して行っている。要援護者宅を訪問し動ける人は一緒に公園に行き、動けない人はストレッチャーを利用する。ストレッチャーを2個所有している。

耐震診断・耐震改修はしていない。

災害時に備えた通常時の居住者間の意思 疎通について、祭りやイベントを行ってい る。サークルが2団体ある。

チラシの配布や掲示によって防災意識の 向上を行っている。

地域との連携について、平時はあるが自

治体との災害時の連絡体制はない。町内会で企画されていないので自治体の地域防災の活動(避難所開設・運営等)に参加していない。自治体から防災の補助金を受けたことはない。町内会で企画されていないのでマンション以外の自治会・町内会の防災活動に参加したことがない。提案したが断られたので被災者の受け入れ先として自治体やマンション以外の自治会・町内会等から求められていない。

マンションというハコモノを活かした地域の防災力向上について、政官民で協議中である。地域交流活動として、本郷台駅前祭りにマンション管理組合と して協賛して、駅前商店会や3自治会と共に実行委員会に参画している。

高齢者(認知症の人を含む)・障がい者 等の支援について、要援護者名簿を兼ねた 居住者名簿を作成し、年1回更新してい る。居住者名簿には、災害時要援護者の欄 があり丸印の記入ができること、備考欄に は要介護1というようなその事由を記載で きること、特記事項欄には有事の際の要援 護の依頼を書くことができるように作られ ている。

高齢者(認知症の人を含む)・障がい者 等のために災害時に集会室等を利用でき る。

自治体の要援護者名簿の作成を踏まえた 高齢者(認知症の人を含む)・障がい者等 の個別避難計画への協力依頼はない。

福祉避難所を知っている。

高齢者(認知症の人を含む)・障がい者 等の対応方法を具体的に知らない。

高齢者(認知症の人を含む)・障がい者 等の支援策を講じていない。

2.3.8 グランフォーレ戸塚ヒルブリーズ グランフォーレ戸塚ヒルブリーズは、神 奈川県横浜市戸塚区にある住宅地の高台に あるマンションである。

防災対策について、管理組合と自治会が

防災対策の実施主体である。自治会の中に 防災委員会がある。

グランフォーレ戸塚ヒルブリーズ災害時 対応マニュアルには、災害時対応内容とし て本部機能の実施の中に要援護者の安否確 認が含まれている。要援護者の確認は、自 治会が 75 歳以上の人に贈る敬老の日のプ レゼント案内を出して申請書を提出しても らうことによって行っている。 さらに、民 生委員に申請書の内容を確認してもらって いる。その他に、自治会は高齢者か否かが 分かる管理組合の居住者名簿を閲覧するこ ともできる。

居住者向け災害時対応マニュアルには、 要援護者のことは書かれていないが、安否 確認のルールが記載されている。居住者向 け災害時対応マニュアルは、防災訓練のチ ラシの裏側に記載して年2回配布してい る。

災害時の家庭の備えについて、居住者向 け災害時対応マニュアルによって注意喚起 している。

災害時の避難場所・ハザードマップについて、集会所で公開している。

災害時の在宅避難を自治会だよりや防災 訓練などで推奨している。

災害時に使用する道具や備品などを防災 倉庫で準備している。年1回棚卸しをして いる。

災害時の居住者の安否確認は、居住者各人が集会所に来て安否確認ボードに居住者数を分母にして、居住者安否確認数プラス来訪者安否確認数を分子にして数字を記載する方法によって行っている。要援護者には防災委員会が訪問し、返事がなければ不在か倒れている場合がある。理事長がドアを強制的に開けることができる管理規約を定めた。

免震構造であるために耐震診断・耐震改 修はしていない。

災害時に備えた通常時の居住者間の意思 疎通について、3月のグランフォーレ桜祭 りなどを行っている。

防災訓練や桜祭りの防災委員会のブース によって防災意識の向上を行っている。

地域との連携について、自治体との災害 時の連絡体制がある。

自治体の地域防災の活動(避難所開設・ 運営等)に参加している。自治会長が運営 委員長になり、それ以外の5人の防災委員 会の委員も参加している。管理組合の理事 も参加している。

物品の購入のために自治体からの補助金 を受けたことがある。

地域防災拠点の訓練に参加しているという意味でマンション以外の自治会・町内会の防災活動に参加している。

被災者の受け入れ先として自治体やマンション以外の自治会・町内会等から求められていない。しかし、被災者の一時的な受け入れは可能である。

高齢者(認知症の人を含む)・障がい者 等の支援について、要援護者名簿を作成し 更新をしていない。前述した安否確認の方 法によって要援護者を確認する。

高齢者(認知症の人を含む)・障がい者 等のために災害時に集会室等を利用でき る。

自治体の要援護者名簿の作成を踏まえた 高齢者(認知症の人を含む)・障がい者等 の個別避難計画への協力依頼はない。しか し、要援護者宅を防災委員会が訪問し、返 事がなければ不在か倒れている場合があ り、理事長がドアを開けて立入る。その時 の状態で対応をする。怪我をしていれば、 医療機関に連れていくこともある。リアカ ーなどの準備をしている。

福祉避難所を知っている。その他、民生委員がいるので相談する。

高齢者(認知症の人を含む)・障がい者等の対応方法について、防災士が認知症研修を受けているので知っている。認知症の疑いのある人がいないので、マンションで認知症サポーター養成講座を開催していな

いし

高齢者(認知症の人を含む)・障がい者 等の支援策について、基本的に自助であ り、支援策は今後の課題である。

3. 結び

2.1 と 2.2 において、アンケート調査の 全体の傾向を検討した。2.3 において、ア ンケート調査に応じてもらったマンション の中から比較的良い取組をしているマンションを抽出してインタビュー調査を行っ た。このインタビュー調査の詳しい分析は まだしていない。

今後の課題として、2024年度に行う研究は、2023年度に実施したアンケート調査及びインタビュー調査の詳しい分析をしながら、神奈川県以外の地域の対策を比較し、マンションで実施可能な対策を示すことである。この結果として、分譲マンションにおける独居認知症高齢者等のための防災に関する対応マニュアルの指針を提案することである。

その際に、災害が与える独居認知症高齢 者等への影響を仮定し、医療・福祉分野の 関与を検討し、平時からの取組を明らかに することなどが研究のポイントになる。

防災をきっかけにして平時から住民交流 会等のようなマンション内にコミュニティ が形成され、このことがマンションの防災 以外の取組に良い影響を与えると推測でき る。この分析もできれば実施したいと考え ている。

さらに、独居認知症高齢者等の支援のためには、災害救助法を改正し「福祉」を明確に位置付けて、平時から社会福祉協議会等の福祉団体・機関等がかかわる体制を作るのが良いと考える。

これらに伴って、一人暮らしの認知症高齢者などの支援策の実効性を高めるために、これを実施するマンションに公的な認証と特典を与えることも考えてよいであろう

2024年度においては、これらの調査と 提案を踏まえて、全国的な視点から一人暮 らしの認知症高齢者などの置かれた状態を 考慮した分譲マションにおける指針・支援 策を提案したいと考えている。